

MieMu

みえむ

2015

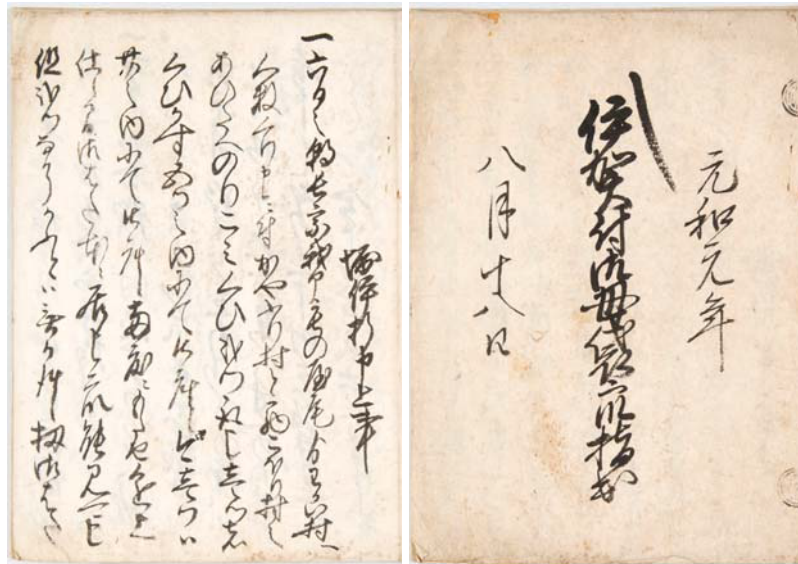
No.
02

三重県総合博物館資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report No.02



藤堂高虎書状（長井家文書）



伊賀付御母袋衆指出（梶田家文書）



延宝二年梶田家由緒書（梶田家文書）

長井家文書

梶田家文書

はじめに

三重県総合博物館(MiMem)は、開館以来、六〇万にも及ぶみなさまにご来館いただき、大変感謝いたしております。また、企画展示や講座、フィールドワークなどの事業を通じて、県民のみなさまに三重の自然と歴史・文化、そして博物館を知っていただき、ご利用していただけるよう日々取り組みを進めております。資料閲覧室での歴史的公文書や標本など実物資料の閲覧についても、徐々にご利用いただく方が増えてまいりました。

昨年度に続いて、本年度も調査研究活動の一環として、『三重県総合博物館資料叢書』を刊行します。この資料叢書は、公文書館機能を持つ当館で、博物館所蔵資料をはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料についての調査の報告や翻刻を行い、その成果を刊行するというものです。

本年度は、『三重県総合博物館資料叢書』No. 02として、当館が調査した、あるいは当館に寄託された資料群の中から、津藩藤堂家に仕えた長井家、梶田家の文書を選び、初代藩主藤堂高虎の書状や大坂夏の陣の戦功記録等、主だった資料を抽出して翻刻します。これらの資料は、津藩研究はもちろん、三重県の基礎研究の母体となるもので、利用していただくことによりさらなる研究が進むことを期待します。今後とも、魅力的な博物館づくりを目指してまいりますので、みなさまの温かいご支援とご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

平成二十八年三月

三重県総合博物館長

布谷 知夫

目次

口 絵

はじめに

凡 例

長井家文書

藤室高虎書状

長井家由緒書

梶田家文書

伊賀付御母袋衆指出

伊賀組はつれの帳

御家中御由来書

延宝二年梶田家由緒書

文化年間梶田家由緒書

資料解説

あとがき

44

38

38

29

25

20

20

10

2

2

凡 例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No. 02として、当館が調査した長井家文書、当館に寄託されている梶田家文書のうちから津初代藩主藤堂高虎の書状や大坂夏の陣、由緒書等の一部を翻刻したものである。

一、史料の収録に当たっては、編さんの都合上、原史料の意味を損なわない程度に以下のように取り扱った。

(1) 史料を読みやすくするために、読点・中黒点を適宜施した。

(2) 漢字は固有名詞を除き常用漢字を原則として使用したが、俗字・異体字・略字等はそのまま使用したものもある。

(3) 変体仮名は平仮名に改めたが、助詞に用いられている「而(て)」「江(え)」「茂(も)」「者(は)」「与(と)」はそのままとした。
なお、合字は ㇿ (より)のみを生かした。

(4) 誤字・当て字は原則としてそのままとしたが、意味の取りにくいものは(ママ) (―) (―カ)と注記した。また、脱字・衍字は(―脱) (―脱カ)、(衍) (衍カ)と注記した。

(5) 判読不能文字については、□「」で表記し、その原因が破損・虫損・摩滅による場合は、それぞれ(破損)(虫損)(スレ)と注記し、文字が推定できるものは(―) (―カ)で示した。

(6) 付箋は(付箋)の注記をし、文面を「」で括ってその位置に表記した。

(7) 欠字・平出・台頭は原則原史料どおりとした。

(8) 人名・地名等、編さんに当たつての注記は活字を小さくし、()を付した。

一、資料叢書の本文の翻刻・校正・編集は、三重県総合博物館展示・資料情報課 藤谷彰・太田光俊・井上有希・山本梨加・和田明子が、表紙は堀江真季子が中心となって作業を行った。

長井家文書

1 藤堂高虎書状

鈴木権七殿

以上

追而申遣候

一 からかさ・ちやうちん日のよき時分ニほしいゑニ入置、ねすミくわ
さるやうニ可仕置候事

一 度々申候といへとも、すきや・書院・ふろや・居間其外たゝミね
すミくい候ハぬやうニ御心用候事

一 火用心弥由断在間敷候事

一 蔵之白壁下をよくひさせ候てぬり可申候、なまびニ候をぬり候へハ
悪候条由断在之間敷候事

一 普請奉行又ハ普請衆念を入追々書付を以申遣候条、被相談人数在
之剋万事よくなり可申談候、人すくなくハなに事も成間敷候間、各
在之時一日二日をとめ置万事丈夫ニ可仕義第一二候、其通助作・半

七ニ申付候条由断有間敷候事

一 弥右衛門・弥二郎参着次第ニ新丞・喜大郎可罷歸候也
(増田) (藤堂氏勝)

佐渡

八月廿九日 (花押)

藤堂傳介殿

2 藤堂高虎書状

尚々ふろやニまこをあミ候敷物可在之候、ふろむさく成候間取出候て
捨可申候、此書状共見わけて届可申候、何も返事ハ不入候、以上

小田原より申遣候

一 間々の小道具・たゝミ念を入帳を作り助作・半七ニ上せ可申事

一 所々普請作事出来之おもむき、是又帳を作り普請衆方うけ取を其
帳ニ兩人判をすへ候て可越事

一 火用心肝要候、長やニ一切火をたき候儀無用候、上番所・大台所

二ヶ所にて火をたき仕舞可申事

一 広間・上たい所ニ所ニかなあんどんにてあり明をとぼし可申事

一 地形・水やり・路地其外何も人の入事ハ今大人数之在之時このミ可
申渡候、心よわく仕後留守居之大儀ニ可成候間其段助作・半七と相
談よくぼり可申渡事

一 御うへたい所らうかの間の戸ニ、じやうをおろさせ可申候、いかニ

も心やすくあき候ことくニじやうのかきを申付、則かぎハ宗兵衛あ
つかり置可申事

つかり置可申事

一人足与州の者之上ハ慥成事候間、下台所の板敷宗兵衛・弥介居間のまへニねさせ可申候、万道具・きがへ・ミのかさのやうなる物ハ令出来候蔵のわきをこしらへ、おかせ可申候、是火用心肝要之事一おうへニかなあんどんの有明壺つ、たい所ニかなあんとんにて有明壺つ、以上式つとぼし可申候、其外ハ有明一切無用候、并しそく禁制ニ候、右之通宗兵衛・弥介よひ候てかたく可申渡者也

佐渡守

八月廿九日 (花押)

藤堂傳介殿

鈴木権七殿

3 藤堂高虎書状

尚々此旨手伝之者堅可申渡候、以上

自身く相越候内弥二郎(藤堂氏勝)・孫八郎(藤堂忠重)儀慥之者申付、主ハ其方ニ可在之候、

以上

追而申遣候、仍而いしすへの石一ツも不残上可申候、其請取候、蔵長屋之道具少も取落申候て、うけ取申者ニまとわせ可申候間其心得尤ニ候、此方にて則其者共ニ立させ可申候、自身く舟ニのり奉行仕候て

上可申候、弥由断有間敷候、為其如此候者也

佐渡守

三月廿六日 (花押)

藤堂弥次郎殿(氏勝)

藤堂孫八郎殿(忠重)

原三蔵殿

宮部源兵衛殿

4 藤堂高虎書状

以上

態申遣候、昨日廿五至駿府参着候、然者此書状共見分相届候而

本佐(本多正信)・青函書殿(青山成重)兩人返事早々とり候て此飛脚戻可申候、大相州小田(天久保忠隣)

原へ御越候者、宿へ書状届留守居渡候て置可申候、先々右兩人返事

さへ出候者早々可戻候、我々も爰元今少逗留候て頓而可下着候間、火

之用心已下さうち等堅可申付事專一候、謹言

さと

三月廿六日 (花押)

藤堂氏勝
弥二郎殿

(藤堂高刑)
弥右衛門殿

6 藤堂高虎書状

以上

熊申遣候

一板嶋之作事大形可為出来候間、太郎五郎よび越、二郎三郎兩人殿
守之様子可申付候、惣奉行弥二郎可仕候、大工之出入之儀ハ太郎
五郎・二郎三郎入念可申付候、銀子など入候儀ハ先書ニも申遣候、
諸代官てまへ切手を出しめしつかひ以来可遂算用

一殿守之作事内造作ハくるしからず候、先瓦をふき、へいをぬり候事、
十月十日の内ニ何とそしまひ候やうニ可申付候、やかて林齋・六
兵へ戻候而其間由断有ましく候

(細井正勝)
一久介養生念を入可申付候、久介中之者め何もはた物ニ上可申候、
少も用捨仕ましく候、見ごりのためにて候也

佐渡

九月五日 (花押)

(宗)
藤堂内膳殿

(氏勝) (スレ)
長井「」

(家信)
磯崎金七郎殿

5 藤堂高虎書状

以上

書状披見候

一先書如申遣候、殿守作事惣奉行之儀、弥二郎入念可申付候、いつ
ものごとく酒をひかゑ可申事

(細井正勝)
一久介あやまちくるしかるましき由、猶以養生可仕候、大工屋など
ハ寒可申間、弥二郎所へ相越養生可仕候、乍去疵本復之間ハをんな
そばへよせ申ましく候事

一板嶋之作事大形可相済候条太郎五郎呼寄万事可申談候、委細者内
膳方へ申遣候也

佐渡

九月九日 (花押)

藤堂弥二郎殿

(家信)
磯崎金七郎殿

7 藤堂高虎書状

尚々(調月)八介・覚右衛門(力石)・九右衛門(須知)・高橋喜右衛門(甚内)・小八此者とも二右之
通可申聞候、以上

書状披見候、屋敷之内長家それくニ在着可申候、先当分之普請其
元より家をこハし伏見へ上候間、其元ニ逗留可行候条可成其意候、下々
置目等念入申付又ハはしり候ハぬやうニ其才覚第一二候、由断在之間
敷者也

三月十九日 (花押)

追而申候、喜右衛門組・小八組ハ道具共持候て急く此方へ可越候、
やうく着替被下候事ニて候、下台所之ものもつれたち候て可越候也

弥二郎殿(藤堂氏勝)

三蔵殿(原)

孫八郎殿(藤堂忠重)

傳介殿(藤堂)

源左衛門殿(中村重久)

宗兵衛殿(村井成直)

九兵衛殿(白井長胤)

返事

8 藤堂高虎書状

以上

態両人之者差遣候、八人六人つれにて方々ありき申之由候之条、能
百姓町人事をわけ相尋候ハ、しれ可申候、一ところ二所ニて無之候条、
無由断精を入尋可申候、又却而皆々罷越、下々と、かぬ儀候へハ如何
候条、召遣候者共念を入何事も自身糺明可申候、下々を遣百姓町人
さうさ申かけ候ハ、曲事ニ可仕候、由断有間敷者也

佐渡守

後十一月廿七日 (花押)

藤堂弥二郎殿(氏勝)

渡邊弥作殿

藤堂孫八郎殿(忠重)

藤堂傳介殿

白井九兵衛殿(長胤)

鈴木権七殿

岡本権内殿

須知九右衛門殿(吉正)

岡田忠介殿

高橋甚内殿

調月八介殿

矢守市内殿

力石覺右衛門殿

9 藤堂高虎書状

以上

国屋与左衛門尉罷下候間申遣候、此者其地へ参着之当日は拾人扶持可相渡候、将亦其許留守火用心万事由断有間敷候、来春者存知之外早其方へ可相越候間、可成其意候也

慶長拾壹 佐渡守

九月廿二日 (花押)

増田弥右衛門殿

藤堂弥二郎殿(氏勝)

10 藤堂高虎書状

尚々下々共二念を入馳走可仕候者也

追而申遣候、桑山伊賀守殿其元へ被罷越候間、拙者所二宿候へと申候

間、其地へ被越候者、さむく無之やう念をいれ可申候、為其一書如

此候、恐々謹言

さとのかみ

十月廿三日 (花押)

増田弥右衛門尉殿

藤堂弥次郎殿(氏勝)

11 藤堂高虎書状

以上

態申遣候

一四つ之家こはし候手伝、其方ニ在之弓鉄砲之衆応人数令割符、そこ

ね候ハぬやう二念を入其組頭申談こはし可申候事

一知行取八百石ニ付而有人老宛出可申候、組頭めりかり念を入可申

付候事

一船二つミふしミ迄上したて候、手伝右之もの共可仕候間、もし道具
已下そこない候者まとのニ可成候条、成其心得念を入可申候、返々
四つ之家よくく令割符、人数無甲乙之様ニ可申談事專一候也

さと

三月廿四日 (花押)

(藤堂氏勝)
弥次郎殿

(原)
三蔵殿

(藤堂忠重)
孫八郎殿

(藤堂)
傳介殿

(中村)
源左衛門殿

(白井長胤)
九兵衛殿

(須知吉正)
九右衛門殿

(村井成直)
宗兵衛殿

(調月)
八介殿

(甚内)
高橋殿

(力石)
角右衛門殿

(磯崎家信)
金七殿

進之候

12 藤堂高虎書状

以上

在々郷々念を入庄や百姓改之由尤二候、其上ニても知不申候へハ不及
是非候条、是已来之儀かたく申聞、何も番を引可申候、我等之小者
共ニても悪党人不審成もの、其地下人として押置注進可仕とよく可申
触候、此跡悪党人聞出候者後々ニおいても可被褒美之由よく申聞、皆々
いそき戻可申候、時分柄百姓隙入刻候間、わけもなき事ニいわれさ
る隙をかき候儀無用候、恐々謹言

佐渡守

後十一月廿八日 (花押)

(氏勝)
藤堂弥次郎殿

(忠重)
藤堂孫八郎殿

渡邊弥作殿

藤堂傳介殿

(吉正)
須知九右衛門殿

岡田忠介殿

高橋甚内殿

調月八介殿

屋守市内殿

力石覺右衛門殿

鈴木権七殿

岡本権内殿

白井九兵衛殿
(長胤)

13 藤堂高虎書状

尚々よし田其方ニ有之事候間、ミなく、無由断弓けい可申付候、以上書状披見候、長屋之道具共悉上候由尤候

一其跡むめつち又ハ掃地已下見計能様ニ可申付候事

一兩人くミノ者共ハ其方ニ在之候而米・大豆・薪・なわ以下与州方の

ほり候、材木其地ニ有之古材木取集船数にて引手加子船頭申付追々

無由断上可申候、左様之儀ニ兩人くミノものハ其方ニ有之万事可申

付候、爰許こや已下出来候て兩人居所をも調次第可申遣候間其節

皆々同道候て上可申候、それまでハ其元ニ有之万事可申付候、委細

ハ明日竹雲(梅原)・五郎右衛門尉(中小路)可下候間不具候也

佐渡守

卯月九日 (花押)

藤堂弥二郎殿
(氏勝)

藤堂孫八郎殿
(忠重)

14 藤堂高虎書状

尚々長屋にて火をたき候事かたくむよふ二候、大たい所にてたき可申候、以上

書中之通聞届候、弥入念可申候

一路地之そとのくゞり、よしがきにて入念丈夫ニふさぎ可申候事

一所々之こまだうく・手桶・はしこ・熊手など可入所ニわけて置可

申候、大書院之前ため池ニ手桶廿ほとふだん置可申候、残ハ大たい

所之まへ、広間之まへいつれも見計候て置可申候事

一此とら之皮之くらおゝい加藤助右衛門尉殿へ遣候間、則書状あひ

そへ助右殿やどへもたせ参、念を入渡切手を取、便宜ニ与州へ可越

候、ぬしハ湯治候間留守にて可有之候

一此小袖一重書状相添本多藤五郎殿へ可遣候、やど之儀ハ神弥兵二た

つね可申候

一普請道具等つな以下、ねすミくい候ハぬやうニ入念可申候、将又天
気明候間其許普請作事念を入候へと可申渡候也

藤佐渡

八月廿六日 (花押)

藤堂傳介殿

15 藤堂高虎書状

以上

歳暮之御ふく共^(桜木)弥十郎ニ遣候付て状共調遣候、それくニいつものこ

とく上候て返事を取、弥十郎ハ可罷上候

^(徳川家康)大御所様のハ重而来春これより使者を可遣候、其元珍敷義共候者可

申越候、留守火用心由断在之間敷候、春ハ早々其地へ可相越候間、其

通奥へも可申候、又子共小袖なども二要かた方可下候、万事其元由

断在之間敷候也

佐渡

極月八日 (花押)

増田弥右衛門殿

^(氏勝)藤堂弥二郎殿

国屋与左衛門殿

桜木弥十郎殿

16 藤堂高虎書状

以上

急度申遣候、今日五日矢部迄相着候、明日者其地へ可相付候間、可
成其意候事

一五つの御ふく念を入したて候へと、おくへ可申候事

一御ふく五つ、すへのたい壺ツ、くりあしニ念を入可申付候事

一銀子五拾枚すへの台式つ、廿枚すへのたい一ツ、念を入可申付候事

一其方へ相越候とうらん百、ならば候やうニ台念を入こしらへ可申

候、火縄口薬入あひそへ可申候間、ゆるりとならひ候様二つもり候

て、台をあつらへ可申候事

一式つの風呂たき候様ニ念を入さうち等申付、昼時分より奉行を付

たかせ可申候、火用心肝要候、所々間之さうち以下無由断可申付候、

迎などニ出候儀かたく無用候也

佐渡守

卯月五日 (花押)

藤堂弥二郎殿 (氏勝)

増田弥右衛門殿

「(スレ)」(八十) 嶋 「(スレ)」(道除)

17 藤堂高虎書状

以上

娘誕生ニ付て去朔日之注進状昨日八日ニ到来遂相見候、親子共息災之由珍重候、弥養生之儀由断なきやうニ可申渡候、将亦我等事来十五日ニ伏見を相立候条、やかて其元へ可被下者之条掃地已下無由断可申付候也

佐渡守

三月九日 (花押)

増田弥右衛門とのへ

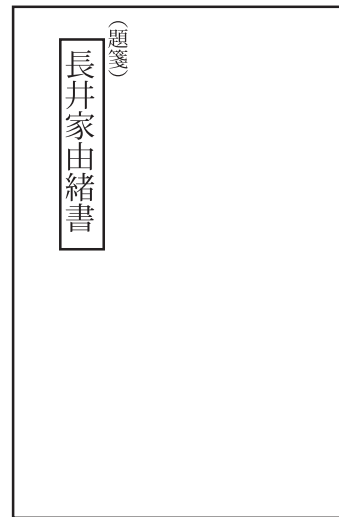
藤堂弥次郎とのへ (氏勝)

国屋与左衛門とのへ

橋本弥介とのへ

18 長井家由緒書

(表紙)



(題箋)

長井家由緒書

三千石 馬上弓役步行弓共御預

一元祖 藤堂勘解由氏勝

初号長井弥次郎、家紋釘貫川菱被 召出候迄者生国不相知、高麗御陣相勤、其節御苗字拝領仕候、関ヶ原御陣相勤、御歸陣後馬上弓役步行弓共御預、大坂冬御陣相勤、御歸陣後御加増拝領、都合三千石、大坂夏御陣慶長二十年乙卯五月六日朝於八尾表討死、四拾 歳也

法号

法藏院殿進誉正忠居士

但大坂常光寺牌面法号自足宗由

氏勝妻

藤堂主殿姉

細井家元祖 細井久介正綱女

当时多(左方)紀衛門家也

不携院洞月英林大姉

正徳二年乙酉八月廿五日死

氏勝子 藤堂小太夫氏昭

新知三百石 長井彦助

但長井六郎兵衛先祖

女子三人 生駒讚岐守様御家老

三野孫之丞妻

七里勘十郎妻

松本宅蔵妻

末子 細井半兵衛

正直

但藤堂多左衛門二代目養子

一長井彦助、子細有之御暇出ル

一高麗陣之節、松本歌儀船奉行ニ而氏勝并藤堂孫八郎同船ニ而働居、

其節朝鮮之番船可乗取ニ付、船を出し候様氏勝頻ニ歌江申候得共、

歌者老功ニ而合点せず、若き人丈死被致間敷能時節ニ船を出すへく

申候、其時氏勝申候二者、敵船を可乗取機会今ニ候得者、早く出し

可被申、御へん之妻に我娘をまいらすへく候間、勝負之機会者我ニ

任されよと、則船を出し敵之番船を乗取候事

三千石 番頭

藤堂勘解由氏昭

但部屋住中小太夫

生国伊予今治

一大通院様御代迄者、馬上弓役歩行弓組御預之所組替被 仰付、一万

石之侍組并御鉄炮之者五拾人御預被成候事

但四十二年相勤、五十八才ニ而病死、十六歳十七歳兩年出陣之働者、

別冊由緒功業書ニ記ス

法号 盛光院殿一韓賢将居士

明暦二年丙申七月廿九日死

墓八四天王寺ニアリ

氏昭妻

元祖 藤堂宮内娘

法号 正運院殿覺誉榮法大姉

元禄三年庚午八月二日死

氏昭子

藤堂図書氏祥

幼名山城勘三郎惣左衛門

新知三百石 次男 長井六郎兵衛

女子四人

小森彦十郎妻

式部弟

藤堂八助妻

藤堂源助妻

末子 玉置福井助妻

新知四百石 長井源内

三千石 番頭
一三代目 藤堂勘解由氏祥

部屋住中叟書

生国勢州津

但三十二年相勤、六十八歳病死

法号

曜泰院殿寶誉達三道榮居士

貞享五年戊辰三月八日死

氏祥妻

佐伯権之助惟重娘

法号

惠光院殿明誉寿永大姉

慶安五年壬辰七月十五日死

氏祥後妻

藤堂宮内姉

法号

真耀院殿理天妙華日空大姉

宝永七年庚寅二月十三日死

氏祥女子式人

佐伯権之助惟信妻

中川藏人忠政妻

嫡子 藤堂勘左衛門 病死

次男嫡子二成 藤堂弥五太夫氏信

別腹 長井甚之助氏清

三千石 番頭
一四代目 藤堂勘解由氏信

部屋住中弥五太夫

二十三歳二而侍組件二付急死

但し自殺也

法号

瑞養院殿澄誉蒼雄居士

元禄二年己巳四月朔日死

氏信妻

藤堂隼人娘

藤堂隼人殿家譜之抜書

「名ハはん、故有テ氏信之家一度断絶、仍テ女子一人ヲ伴ヒ其身懐妊ニテ親元へ帰ル後男子出生之、長武ナリ、元禄十年丁丑八月廿三日卒、養讚院殿榮達妙鏡大姉仏眼寺ニ葬ル別説ニハ法号法心院性誉清田大姉元文元年丙辰六月十日死、三代目藤堂縫殿長武、四代目藤堂勘解由氏信の子、幼名小源太、享保六年辛巳七月九日卒、享年三十三、智寂院殿□貴達居士

此時絶家ニ相成長井甚之助氏清南勢ニ浪々して医業を以て日を送る、号長井以安

御合力米三百俵

一五代目 長井弥次郎氏清

元禄十一年戊寅七月六日従

了義院様被 召出仁右衛門組ニ被仰付、四年相勤於江戸病死、

四十一才

法号
浄空院寂誉清岳玄寥居士

元禄十四年辛巳十月三日死

但江戸浅草新寺町からたち之曹源寺ニ墓あり、禅宗故ニ天然寺ニ有

法号とハ相違

寂光院清岳玄寥居士

位牌裏ニ氏寅父長井弥次郎と有

一弥次郎浪々中医業、其節薬箱持ニ召仕候、家来医道之有志ニ付、則

申立御医師ニ被 召出、土井揚順也、当時土井歳之助家也

氏清子

長井千之助氏寅

次男 長井吉之助早世

女子壹人 早世

女子一人 横山助之進妻

三男 長井金五郎

佐伯内蔵助方江養子、佐伯要人惟昌

四男 長井辰之丞

中川蔵人方江養子 蔵人隠居号尸空老職勤ケル

七百石 御留守御用人

一六代目 藤堂勘解由氏寅
部屋住中長井千之助

御用人役ニ仰付、夫大横目役被 仰付、夫より御留守御用人席

加判奉行次ニ被 仰付候事

法号
為得院大誉玄利居士

享保二十年乙卯四月十二日死

氏寅妻

佐伯権之助娘

法号
慈敬院實誉知善大姉

安永四年乙未二月廿七日死

氏寅子 藤堂千之助 早世

次男 藤堂小太夫 病死

女子壹人 病死

三男 長井勘三郎

藤堂伊織方江養子 藤堂伊織隠居、号若狭

四男 長井小太郎

佐伯真記方へ養子、権之助家也

五男 長井与喜之助氏庸

七百石 寄合
一七代目 藤堂勘解由氏庸

後勘兵衛と更名
宝曆元年寄合二被 仰付、勘解由与更名

法号
瑞峯院柏誉玄栄居士

安永二年癸巳九月五日死

氏庸妻
玉置七左衛門娘

法号
瑞岸院祥誉旭峰柏貞法尼

文化元年甲子八月五日死

氏庸実子無之、渡邊金六弟辰弥養子ニ奉願、則願之通被 仰付、

辰弥儀多宮与更名ス

七百石 寄合

一八代目 藤堂多宮氏右

法号
騰雲院馨言玄龍居士

安永三年甲午二月八日死

多宮相統之男子無之ニ付長良洞彦弟貞蔵川村朔庵子ニいたし、養

子ニ被仰付

六百石 出雲組

一九代目 藤堂貞蔵澄氏

法号
精忠院澤誉義恩居士

安永九年庚子正月十二日死

貞蔵相統之男子無之ニ付、玉置作兵衛次男善蔵養子ニ奉願、則

願之通被 仰付

五百石 鉄炮頭
一十代目 藤堂勘解由氏從

初藤堂出雲組御使番・御馳走番・出雲組与頭役・大小姓加番・

江戸詰異国船漂流ニ付、立馬ニ而一ケ年之間仁右衛門殿ニ而太鼓

打次第大井源太夫与兩人乗付候、御手当相勤関口流柔皆伝、京

都歳暮御使者

撤三郎様江柔術御指南申上、津田弥左衛門同論儀取立指南いた

し返皆伝致し候事、先年江戸詰之節

主殿様御供方江故障之筋可有之哉ニ付一流相違候歟、丈夫成者

御撰供之節御供仕候事

一寄合ニ被仰付、夫方鍵奉行被仰付、其後鉄炮頭被仰付候

一老衰ニ付文政七年甲申正月隱居雉髪、号潜翁

法号
瑞雲院實山潜翁居士

文政七年甲申九月廿九日病死

寿六十六歳

氏從妻

佐伯権太夫娘

法号
瑞光院殿實善妙祥大姉

氏従子

藤堂千之助氏方

後号小太夫

女子壹人

西川縫殿妻

次男 長井勘三郎 早世

五百五拾石 加判奉行
一十一代目 藤堂勘解由氏方

一部屋住中甲州流致皆伝候付、為御褒美 御上下拝領

一兵学進講被 仰付、六月十一日於御居間軍法卷戦法三ヶ条并和

漢之戰略治乱興廢之大略を講ス

一文政六年癸未六月金壹枚五人扶持被下、御刀番ニ被召出候事

一外寇志州江御人数神速ニ御出勢之手配改正之義執政数馬殿方御達

ニ付則法則を組立、猶久太夫・権助・覚内・助五郎兵衛示談之

上申上、其通ニ御取極なり

一文政七年甲申正月廿九日隱居家督寄合被 仰付、同二月御用人

見習、同五月本役、同八月武芸掛り、同閏八月大横目当分加役、

同年極月廿九日出立、御内用ニ而罷登り、翌文政八年酉正月

罷下、同三月十日外寇御手当ニ付諸家海岸を請候、諸侯嚴重ニ

御手当御改正ニ付則罷登、夫より志州御備場海岸致巡見、夫方
伊州江立越外寇御手当之儀奉行諸役人江申談、四月廿一日帰津、
同年六月加判奉行被 仰付、武芸掛りは迄之通相勤候様御達、
天保二年辛卯正月五拾石御加増拝領、同年二月志州波切村百姓
共異変之儀ニ付、若志州候ニ而取静出来不申候節、兼而公儀役人
も罷下候事故、可致相規早速御人数可被差出旨公辺方御達ニ付、
右御手当相勤候事、天保二年二月廿五日評定日ニ付出座致候処、
夕八時頃御月番石見殿方御切紙来、直々勘解由罷出候処、御口
達左之通、此度志州波切村之者不届之儀有之、公儀御役人彼の
地へ御立入御糺申、万一百百姓共騒立対馬守殿御人数計にて取鎮
方不行之節は、公儀御役人方御達有之候ハ、早速御人数差出候
様御勘定奉行方御留守居御呼出し被仰渡候に付、此度檢使相兼
彼之地へ罷越、可申御手当用意致候様御達有之、奉畏候段御請
申上引取、右ニ付南方多井権十郎方川北清右衛門へ申来候ハ、公
儀御役人来る廿七日志州へ着致候旨申来り候、左すれば明廿六
日夕当町御通行可有之、万一右之節御手当御人数召連度之段
御達御坐候節ハ如何哉、番頭中并物頭明夕迄ニ用意出来候哉之儀

相伺候処、御手当用意御達之義今夕迄ニ御使番并組附侍中江夫々

相届可申位之事故、迎茂明夕迄には無覚束御樽ニ付、左候得ハ勘

解由郡奉行・代官ハ精々成相働、明夕迄ニ用意出来仕候様可仕、

万一公儀御役人御同道之節は先私共計之人数罷出候様仕候ハ、

火急之御間ハ合可申如何可仕哉之段相伺候処、其通り取計候様

御月番石見殿御差函有之候ニ付、引取夫々用意ニ付評定所へ立

寄引取諸手分散手配之義申談引取

右者略記也、委細ハ波切村異変後記ニ書

氏方妻
六代目服部十太夫娘

千枝
六代目十太夫翹頭死後法号信行院覺性栗園居士

氏方子

長井孫次郎 早世

女子吉人

佐伯貴和馬妻

次男嫡子ニ成
藤堂千之助氏任

三男
長井常五郎

久居

横田地六左衛門方へ養子

号横田地弥兵衛 五百石、六右衛門と更名、佐渡守之御側用人相勤、又御懇命之上加判家老仰付ラル

四男 早世

五男 長井覺之進

渡辺内膳方を養子、文久二壬戌年家督被仰付、高知格示被仰付、同年六月御用人被仰付、同十月本役ニ被仰付、其役足輕組御預け被成下、文久三亥年六月壮士頭席高知上ニ被仰付、尤家督直ニ内膳卜更名ス、
千石

弘化三年午八月勘解由氏方

隠居願書差出ス

隠居号海翁氏方

海翁隠居被仰付候ハ翌末年也

隠居願口上書扣(抜書キ)

前略、文政七年九月喜登姫様・稲葉大学様へ御入興ニ付御供相勤申候、全年十二月廿九日夕御内用ニ付江戸表発足仕御国へ罷登申候、文政八酉年正月十七日ヨリ江戸表江罷下申候、同年正月誠徳院様御遺物掛被仰付候、同年四月四日御内用ニ付志州へ罷越(中略)天保二年卯正月御懇命之上五拾石御加増拜領仕、都合五百五十石ニ被成下候、同日当役繁多ニ付武芸掛御免被成下候(中略)同十年亥十一月加判奉行役屋敷焼失之処火元不分明之義ニ付、同年十二月殿命之上加判奉行御免被成寄合ニ被仰付候、同十四年卯十二月御留守御用人役被仰付候、同十五年辰八月病氣ニ付奉願罷登申候、同年九月内願之通御留守御用人役御免寄合ニ被仰付候、右何茂勤中は召物并白銀等頂戴仕候、猶又上々様方茂頂戴仕候、俸長井千之助当年三十二歳、弘化二年巳六月句読師席鑑奉行嫡子之次ニ被仰付候、同年七月金一枚五人扶持被下御刀番被仰付、勤中九拾石之格ニ而相働候様被仰付候、右之通父子共段々結構ニ御召仕被成下冥加至極難有仕合奉存候、然ル処私義病氣ニ付御役御免奉願引続長々引籠罷在深く奉恐入候、病氣尔今全快仕、且又当年六十歳ニ罷成、次第二老衰仕何分抑立御奉公難相勤奉恐入候、依之重々奉恐入候得共格別ニ以御憐愍隠居被仰付被下、俸千之助当年三十二歳不調法者ニ御坐候得共、家督被下置如何様にも

御召仕被成下候様願上奉度奉存候、不苦思召候ハ願書差上申度、此段奉伺候事、月日藤堂勘解由

一 翌弘化四丁未年六月願之通隠居被仰付

文久二壬戌年十月八日死去、行年七十有六

法号

蒼龍院殿雲誉海翁居士

但シ御法号御死去、両三年前御自選

五百五十石 大横目加役

一十二代目 藤堂勘解由氏任

部屋住中千之助

一部屋住中天保十二丑年十二月無辺流格別出精二付、為御褒美御目

録式百足拝領、同十三寅年四月丁打御覽之節幕入有之ニ付、為御

褒美御目録式百足拝領、同十四卯年十二月甲州流兵学格別出精二

付蒙御賞詞、同十五辰年十月甲州流皆伝相濟候ニ付、為御褒美御

上下并ニ白銀拝領

一 弘化二巳年六月句読師席躰奉行 嫡子之次被仰付、同年七月三日

金壹枚五人扶持被下置御刀番被仰付、勤中九拾石之格ニ而相勤候

様被仰付、同年八月川上御巡見御供相勤、同年九月御越国御供相

勤、同三年六月御供ニ而江戸表江罷下リ相勤候事

一 弘化四未年六月家督無相違五百五拾石拝領、御用人役見習被仰

付、同年十月御用人本役、全年同月御鷹方支配、嘉永元申年五

月鉄砲組御預リ、同年御供ニ而江戸表江下リ相勤、全年八月非常

之節

若殿様騎馬御供被仰付、同年九月若殿様御勤之節桑名弥次兵衛

申合御介添可相勤旨被仰付、依之年々金拾五両宛被下候旨、追而

十二月御達ニ相成、同年十二月

若殿様御叙位可被為在ニ付御用掛被仰付、同月右御用向骨折相

勤候ニ付、為御褒美白銀式枚從

若殿様為御祝儀白銀壹枚拝領、同二酉年十月大横目当分加役、

同三戌年御供ニ而江戸表江罷下リ相勤、同年六月

若御前様御引取御婚礼御用掛被仰付、同年七月先年詰中ハ御内

用ニ而紀州様御家来三井美作守江毎々御内使者相勤、御都合ニ相

成候ニ付、為御褒美繼御上下拝領、同年西洋砲御用向引受取扱

被仰付、同年御内用并西洋砲御用向ニ付御国工登リ相勤、同四亥

年六月江戸表江罷下リ相勤候様被仰付、同年七月昨年来於御国

西洋砲厚致セ話候ニ付、多人数出精之段達 御聞之旨蒙御賞詞、

同年十二月御懇命之上大横目加役被仰付、御持筒組御預ケ西洋

御用御学校掛り受込相勤候様被仰付、物書式人扶持被下、同五

子年十一月

若殿様御婚礼御整二付、為御祝儀白銀式枚被下、右御用向骨折相勤候付、為御褒美御小袖白銀五枚別段白銀式枚拜領、同年

十二月

若殿様御任官御用掛被仰付、全月右御用向骨折相勤候二付、為御褒美白銀二枚、為御祝儀御目錄三百疋、猶又御内用之義格別骨折取扱候二付、為御褒美繼御上下拜領、同六丑年十一月 御

殿御普請二付御用向骨折取扱候越達 御聞候旨蒙御賞詞、同年志州へ御内使者相勤、同七寅年二月御手当御内用専ラ申談取扱候様被 仰付、同年三月御用人役大横目加役御免寄合二被 仰付、全年十二月嚴令之上五拾石減知伊賀附小寄合二被仰付、安

政五年年六月大砲支配席寄合之上二被 仰付、万延元申年十一月靖海流皆伝相濟候付、為御褒美御上下白銀拜領、同年全月御

懇命之上席鉄砲頭之上二被 仰付、文久三亥年五月病氣二付願之通り大砲支配御免被成下大砲足輕組御取立格別骨折致世話候二付、為御褒美御上下拜領、大砲支配之格二被 仰付候事、右

之外御召物類毎々拜領仕候事

一慶応二寅年二月願之通隠居被仰付、剃髮号殼叟、後又号殼翁

一明治元辰年十月阿川信太郎へ流儀甲州流兵学取立候様被 仰付、

同二巳年二月皆返伝致候二付、為御褒美御綿衣拜領

知免院殿逝空遣殼居士

明治二巳年八月十日死去、寿五十五才

氏任妻

七里勘十郎娘

法号

氏任子

藤堂千馬之助 十才ニテ病死

次男嫡子ニ相成

藤堂小太夫氏克

初名文治郎

女子一人

友田金平妻くに

三男

長井忠三郎氏安

〔奥書〕
氏安家所蔵

梶田家文書

1 伊賀付御母袋衆指出

(表紙)

(印) (印)

元和元年

伊賀付御母袋衆指出

八月十八日

堀伊折申上事

一六日之朝、長宗我部もの屋尾(八尾)をわかい村(若江)へ人数くり申候二付、か

やふり村と西こほり村之あひたへのりこみ、くひ式つ取申候、壹

つ者くひかす五つ之内にて御座候、今壹つハ廿之内にて御座候、両

度ニもたせ進上仕候間、御はた本ニ居申候衆能見可申候、但式つな

からかふとハ無御座候、扨御はた本へ参候へ者、掃部殿と先手へ御

使ニ被遣候二付、屋尾へハ不罷越候事

一七日之御合戦之時、道すちにて敵かへし申二付、さわ山衆・長岡

越中殿衆、其外何も被立あらくの体ニ御座候、私事道方東の方へ

のりのけ居申候ており立申時者、坂井与右衛門ニことは合申候、

てき五六人もさし出ふミとめ居申候所へ中小路傳七・岡本五郎左衛

門にことはをかわせ、一度ニしかけてやりを合申候、てきくつれ候

をしたひ候へ者、壹人またかへし申候をやりつけ、右之方之ひくミ

へつきおとし候へ共、其内ニ跡る掃部殿衆参者われ申候、てきおい

立候て方渡邊八左衛門・私居申候、右之方方罷越、ことはをかわ

せ申候、右之者ニ長岡殿衆兩人被居候、てきさし物者しるきはん

にくろきおりいれひしを付申さしものにて御座候、それ方大坂さく

ノ内へ罷越候、右之通偽於申上ハ以来曲事ニ可被仰付候

野寄清右衛門申上事

一六日之日、方々御使ニ被遣候て、てにあい申さす候、あさ御てつ

はう衆つゝミへ被遣候時跡に付候て参、あしたちミ候て参候へと御

意被成候二付而罷越川をのりわたしつゝミをきたへのりまわしわか

い道すちへ出、それ方御前へ参候て様子申上候へ者又被遣、以上三

度参候事

一屋尾ニ勘兵衛居申所へ三度被遣候、其後坂井与右衛門・堀伊折・私

三人御前へ罷越御はた本之御のほり今少御出し被成間敷やと申上

候、其時又我等ハ掃部殿へ御使ニ被遣候、私馬をのりたをしあるき申さず候へ者御のりかへを御かし被成候、掃部殿へ参候て様子申上御返事被仰候内ニ、屋尾ニ居申候てきのほりくつれ申と見へ申候ニ、もはや何事もいらさると掃部殿被仰候ニ、罷歸御返事申上候へ者又ひらのへ被遣候、其時ハ御めし馬を御かし被成候、其御使之時ハひらのをさきへおいうちニ仕もと申候時参つれ候事

一七日之御合戦之時、東之方少ひきミの所をきたへ参候へ者、さき方とつとくつれかゝり申候、さきを見申候へ共てきハ見へ申さず候、されともりのりまわしにしの方へまわり道をきたへ参候へ者須知九右衛門・小川五郎兵衛道ニ居申候て、兩人ハたてられ申さず候を見候にてことはをかけ申候間、一段見事なりと申それ方少さきへ参候へ者、堀伊折・中小路傳七など馬よりおりて居申候、てきあいハとをきに何とておりたるとことはをかけさきへのりとをし候へ共、かたまりたるてきハ無御座候、そのまへにての事ハ不存候、それ方九右衛門・五郎兵衛・十右衛門・伊折傳七・悪右衛門・長兵衛一所ニ大坂までのりこミ候へ共、此者共方さきにハてき見へ申さず候、右偽申上候ハ、以来曲事ニ可被仰付候

飯田権丞申上事

一六日之朝、ほろの衆一所ニ中すちをのりわり屋尾方きたのつゝミをこし川をのりわたし、むかいのつゝミきわ長宗我部人数ニいりましりすはたもの壺人取申候、その様子うつミ左門よく見可申候、そのくひわかたうにもたせ上申候、其後跡之川中へのりまわしほろ衆一所ニ居申候へ共てきおゝくミかたこせいに御座候ゆへ、四五度くちひかしへおのゝひきとり居申候事

一晚ニ、てき引取申候刻ひらのをこししろき馬のりたるもののにりつけくひ取申候、但かふとハき申さず候、野崎八兵衛ニことはを合申候事

一七日ニ、ミかたくつれ申候へ共我等ハ馬方おりたちふミとめ申所へ澤田平大夫・さわ山金三郎被参様子見申候、其時馬をものりはなし申候、此旨偽御座候者以来も曲事ニ可被仰付候

須知九右衛門申上事

一六日之朝、屋尾方わかいへてきうつり申所を小川五郎兵衛・松原

十右衛門・な村いわミ一所二のりわりてしたにてくひ取申 御前へもたせ上申候様子ハかし原新兵衛もよく見可申候、くそくはかりにてかふとハ無御座候、其後わかいへよこあひニ参候てすはたもの壹人取申候、松原十衛門・な村一所ニ参候事

一七日二ハ、何も参申候、右之谷すちをミかたくつれ申候時小川五郎兵衛・藤田左内・な村・うつミ左門・清右衛門・十右衛門・左兵へ・悪右衛門・弥五右衛門ことはをかけのりかけ参候へ者、中小路傳七馬方おり候て居申候をことはをかけ馬にのせ候て大坂さくの内へのりこミ申候、其さきにハかたまりてきも見へ申さす候、右之通偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候

松原十右衛門申上事

一六日之朝、屋尾方わかいへてき人数うつり申候時かやふり村ミなミはつれにて須知九右衛門・小川五郎兵衛・な村いわミ一所二のりわりてしたにてくひつ取申候、壹人ハくそく計にてかふとハ無御座候、壹人ハすはたもの、これハめしつれ候ものにくびをうたせつなから 御前へもたせ進上仕上申、其後わかいへよこあひニな村九

右衛門などことは合罷越候事

一七日之御合戦之時、何も参候道の右之谷すちを掃部殿衆まくれ申候時九右衛門・左兵衛・悪右衛門・清右衛門・長兵衛などふミとめ、それ方御ほろ衆十人ほど大坂さくの内までのりいれ申候、かたまりたるてきハ見申さす、右之通偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候

青木忠兵衛申上事

一六日之朝、かやふり村と申所へ何もほろの衆のりこミ屋尾村へと申すちとわかい村とてき三つニおいわけ、大津傳七と我等ハわかい村へつけこミ、わかい村にてやりを合かふとつけ取申候くるきむしや、則くろきしやうくひのはおりきたるものにて御座候事、合戦はにてもよきものゝくひにて御座候よし申上候事

一七日ニ、大坂表くつれかゝり申時ハふるやしき二のりのけ大津傳七・山かミもくの助三人居申候、其以後ハくるもんへのりこミ何もほろの衆と一所ニ居申候事、右偽申上候ハ、曲事ニ可被仰付候

多羅尾左兵衛申上事

一六日之朝、屋尾^ろわかひ村へてきおし候刻かやふり村迄ハ山田甚右衛門・堀伊折者一所ニ罷越候てのりこミくび取申候、かふとハなし、うちにて御座候、則 御前へもちて参上候へ者もはや御はた本二居候へと被仰出候間有之儀与御座候事

一七日之御合戦之時、澤山衆・長岡殿衆、其外何もまくれ申候刻私事松原十右衛門と一所ニ居申候、山かミもく助ともことはを合申候てふミとめ居申候、扱それ^ろさくの内へ罷越候時ハ悪右衛門・九右衛門・五郎兵衛・な村清右衛門・十右衛門など一所ニ参候、さきにてかたまりたるてきハ見不申候、右之旨偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候

な村いわミ申上事

一六日之朝、かやふり村のはなにてしくひ御座候、これをひたりに見なし甚右衛門・蔵助・我等三人てきお^ろくかたまり為申候中へのりこミうちとり申候、くそく計き申たるくひを取私こしやうこもたせ御前へ上申候へ者くひ五つ目と申候、右之少さきにて五郎兵へ・九右衛門・十右衛門一所ニなりたかひのはたらき見申候事

一木村長門・掃部殿手前へ惣か^ろりニ仕候を、五郎兵へ・我等さきかけ仕のりわり其手にてもかふとつきくひ壱つ、くそく計きたるくひ壱つうちとり申候、私直ニ(マ)懸御目申候、そのはたらきのた^ろんハ馬上にてつきおとし取申候、掃部殿内杉立与三郎と申人ニこととはをかけ申候、其右之方ニ九右衛門・十右衛門ニことはをかけさせき申候を見申候、其跡へほろも見へ申候へ共たしかにハ見とめ申さず候事

一七日ニハ、堀伊折馬^ろおり申所へのりつけ三郎兵へ・悪右衛門・弥五右衛門・十右衛門・五郎兵衛・うしの助此者共居申候、さきへ参時ハはらく^ろに参候、大坂ちくにて式人つきふせはなをからせ、其後右衛門作ニ見せ申候へ者晚ニとくと申候へ共私すて候て上不申候、くび以上三つ右之通偽など申事候ハ、以来曲事ニ可被仰付候

小川五郎兵衛申上事

一六日之朝、屋尾^ろわかひ村へてき参候時かやふり村南之方をのり出し申候へ者澤田但馬^ろあい申、兩人同道申候てかやふり村之にしの方にてきかたまり居申候をめかけ私まつさきへのりこミ、則くひ

取申候、くそくをき申くろきゑつるをさし申候、但かふとハ無御座候、其時須知九右衛門・かし原新兵衛南の方よりよこあいに被参候間ことは合申候、右之くひもたせ上申候事

一其後わかい村道すちへ参候時な村いわミニことは合申候、其所にてもくひ壺つ取申候、くそく上二くろきはおりをき申たるもの有之、これもかふとハ無御座候、くひ以上式つもたせ上申候事

一七日ニ、ミかたあらくに御座候へ共道方ひかしの方ニふミとめ申候、須知九右衛門・福永弥五右衛門見可被申候、堀伊折・岡本五左衛門ニもことは合申候、右之通偽申上候者以来曲事ニ可被仰付候

赤井悪右衛門申上事

一六日之朝ハ、屋尾にて長宗我部はた本へのりかけ随分かせき申候へ共ぶにんのゆへやりはいれ申さす候、何も御ほろしゆ四五人御座候様子候段見られ候衆御座可有候事

一長宗我部ひき取申候時ハてききうほうじにたまり居申候と本道へかゝり候へ者、存之外ひきとり候て其内ニてきあいとをくなりひら

のまておつかけ候へ共、てきにけのび候ニ付てをふさけ申さす事

一七日ニハ、ミかたあらくに御座候時ふミとめ御ほろ衆七八人一所ニ居申候、な村いわミニなどはをかけあいミなく一度ニ大坂へのりこミ申候、右之通偽御座候者以来曲事ニ可被仰付候

中小路傳七申上事

一六日之朝、屋尾村とつゝミとの間へのりこミ申候、てき六七人参候、その内一人ぐそく計にてかふとハき申さす候、ものやりをもちてかゝり候てつき申所かきやりにて入候へ者、かたなをぬきかふとのうへきり申候をてきのかたなにとりつきくミ候時右のゆひ少きれ申候、てきかたなをはなしわきさしをぬき申候、取候かたなにてつき候へ者ころひ申候所おさへくひ半分ほともすりきり候て事のほかにくたひれ候所、渡邊長兵衛所ニ居申候らうにんにて御きり候て可進と申候て一かたなきり候ていつかたへやらんまいり候、是非もなく又くひをすりきりたち可申と仕候へ者御弓之衆長澤少左衛門参相うちと申候、我等返事ニかほとくミ候て取候くひをあたりにも居候ハていつかたを参申候やと申候、其後くひを見候へ者

右之ほうさきニや四五寸ほどにおれたる矢御座候、もしこの矢少
左衛門いつけ申候や、かほとのでにてあいうちにハ成ましく候、
何とやらんあしく御意に立申由うけ給候、あわれ御直ニ御尋候て被
下候者可忝事一晚ニハ平野方四五丁ほどさきにておいつけ候へ者馬
のゆかす候所へにけ申候、むりニのりこミ候へ者馬ころひ候間こし
やうに申つけとらせ候て 御前へ上申候、我等それ方ひらのゝさ
きニつちはしといたはしと御座候、それまで参候へ共てきあいと
をくなり申候、福永九左衛門つちはしのさきにてくひ取候てくた
ひれ居申候まゝ、我等いけ取を一人仕候て九左衛門取候くひをも
たせ候て参上申候事

一七日之御合戦之時、てき四五十計かへし申候付、澤山衆・越中
殿衆何もにけ申候道すぢにてハおしたてられ候ハんと取ミち方ひか
しのかたにひろミ御座候まゝ馬をのりのけ候てい申候、しろき四半
ニくろきおり入びしをつけ申候、さしものにてさきへ四五人やりを
さけ候て参候を見付馬方おり候て道すちへさしむかい候時坂井与
右衛門ハ馬にのりい申候まゝ、おり候てかへし候へと申すて我等ハ
参候道すち半分ほとも参候まで、たれも無御座候所へ左之わきへ

越中殿内佐藤傳右衛門と申人ことはをかけ参候、又右之わきへ大
嶋右衛門作参候てことはかけ申候、堀伊折・岡本五郎左衛門是も
右之わきへ参候、ちかくなり候内にてき方なのり候へと申候まゝ、
私計なのり申候、はやたかいにやり合候てミたれ申候内越中殿・内
藪たくミ・子三左衛門と申人くひを取我等ニことはかけ申候、さた
めて坂井与右衛門も可被参候へとも何と仕候やいそかわしく候ゆ
へ見申さす候、右之旨偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候事

以上

2 伊賀組はつれの帳

(表紙)

(印) (印)

元和元年

伊賀組はつれの帳

八月廿日

福永弥五右衛門

福永弥五右衛門申上事

一六日之儀、さきへ可参与申上候へ共、堅御法度被成故不参候処ニ、御はたもとの衆何も被参候間、其あとを参候へ共、をそく御座候而手ニあひ不申候

一七日之儀、ミかた被立候時、須知九右衛門・小川五郎兵へ・苗村石見ニことはを合一所ニ為申候、それなさきにて壱人やり付候へ共、ておいニ而候間、くひハとり不申候、其段苗村石見見被申候間、ことはを合申候、其さきにてやり付首を取申候而、則上申候、其所ニ而私内野村半右衛門と申者、首一ツ取申、前後首二ツあけ申候、以上、

首を上申ハ
坂井与右衛門見申候

尾崎勘右衛門申上候事

一六日ニ、きうほうじ町はつれ二町はかり西にて、長曾我部はたもとへのりかけ申候処、てきかけもとしやりを合、扱たちからニ罷成、くミうちニ仕かぶとつぎのくびをじきニ上申候、其時ハ本田さんやと御一所 御進被成へキ後ニ承候へハ、右之くびハとうち太郎右衛門と聞へ申候て長曾我部いとこの由申候事

一六ヶ所手おい馬をのりはなし、召つれ候者一人も付不申候ゆへ、御はたもとへおそく参候事

一七日ニハ、右之手いたミ申ニ付不罷出候事
右偽申上候ハ、曲事ニ可被仰付候、以上

福永九左衛門尉申上事

一六日のあさハ、御はたもとに為申候、何もかけ出し候時ハやほ表へ参、てきはいくんの時ハ平野々きわにてかち拘を馬の上なつきたをし、則小者に首とらせ申候、それなさきへおい候て参平野々にしたハしのきわにて、馬はなれたるてきに渡し合一やりつき申候処ニ、我等かふとに切付候へ共、則切たをしくび取申候、其やうす中 小路傳七見申候間、ことばを合申候、私ハ馬ばなれ候間、首をハ福永弥五郎ニもたせ上申候へハ、伊藤吉左衛門を以上申候由申候、以上、首二ツニ而御座候

一七日ニハ、ミかた被立候時ハ、道方東の方へ馬をのりすへ為申候、弥五右衛門首取候て参候ニあひ申候事、已上

福永弥五郎申上事

一六日ニ、やほの手へ参、てきはいぐんの内平野より十町はかりさきにて首取、則上申候、其やうすハ豊嶋五兵衛見申候間、ことばを合申候、首をハ我等取申候、くひ一つ福永九左衛門取申候、くひ二つ、以上三つ之くび伊藤吉左衛門を以上申候

一七日ニハ、ミかたくつれ申候時、道方東の方へ馬をのりよけ、豊嶋五兵衛ニことばをかハし、一所ニ為申候、それをさきへ参候、已上

八月廿日

福永弥五郎

青木仁介申上候事

一六日之御かせんニハ、御はたもとにて御座候故、おそくのり出申候へハ、はや木村長門てまへくすれ申候而、其よりのり付参候へ共、てきあい遠成申候故、たまつくり口より拾町計こなたにてくろきくそくをき申者取申候、然者かふとき不申取申候て一町計罷歸候へハ、服部内蔵ニあい申候、其段内蔵おほへ可申事

一七日之日、ミかたくすれ申候時ハ、道すしより右之方へのりまわし、やすなミ久左衛門と一所ニ為申候、其段久左衛門よくおほへて申候

事、くびぢきニ上申、則御前にて磯野右近ミられ候、

右申上候儀少もいつわり御座候者曲事にて被仰付候、以上

苗村新丞申上候事

一六日ニ、^(八尾)屋をにて長曾我部くつれ候時、追かけ平野をさきにてかふと付之くひ取、御前へ堀伊折を以、上申候へハ、殿様一段よきくひのよし被成御意候事

一七日ニハ、福永弥五郎・豊嶋五兵へ一所ニ参申候、先少くつれ候時、道方右手へのりよけ為申候、其後大坂さくきわまでのり付申候、右之通偽之儀候者以来曲事ニ可被仰付候、以上

服部内蔵申上事

一六日之あさハ、御はたもとニ為申候、其後各先手へ参候間、私も参候、きうほう寺にてくひ弐つ取上申候、其様子ハ杉立十左衛門ニことはを合申候、首ハ御かち小性左介へ渡し申候

一七日ニハ、手ニあい不申候、右義も偽之儀御座候者以来曲事可被仰付候、以上

ハあい不申候

山田九右衛門申上候事

一六日、七日ニも両日なから御はたもとニ為申候、森喜左衛門・助太郎兩人之もの存候、偽之儀無御座候、以上

一七日ニハ、さき被立候時豊嶋五兵へ一所ニ道よりひかしの方へのり

のけ為申候、それよりさきへ参申候、以上

屋守市内申上候事

瀧野久次申上候事

一六日ニハ、右手へ参候へ共、てきはやはいくん仕候故、それよりもまた屋をのかたへ罷越候へ共、少おそく候て手ニハあい不申候、其時豊嶋五兵へ又苗村新丞ニきうほう寺から平野までの間にてあい

一六日ニハ、私かちにて御座候故、御はたもとニ為申候事

一七日ニハ、なや屋守太助馬ニのり候て参候へ共、手ニあい不申候事、

右之通偽之儀候者曲事ニ可被仰付候、以上

申候事

豊嶋五兵衛申上候事

一七日ニ、ミかたくつれ候時ハ、菊川源太郎御一所ニ罷有候、それ江のり出し候て福永九左衛門我等をよひかけ候間、殊に言葉をあわせ申候、其後城之さくほうちにて^(カ)かち者くひ一ツ取申候、則上申候、取申時に八十嶋四郎兵へ見候事、以上

一六日ニ、屋をの手へ福永弥五郎と一所ニ参候へ共、御はたもとニ為申、おそく申候ゆへ手ニあい不申候事

一七日ニハ、ミかた少くつれ申時道より右之方へのりよけ、福永弥五郎とことをはかけ申候、それ方さきへ参候、以上

田邊小四郎申上候事

岡山勘左衛門申上事

一六日ニハ、弥五右衛門一所ニさきへ参候へ共、をそく御座候て手ニ

一六日之儀、御はたもつめ申候へ共、ミなさきてへ参候ゆへ、我

等も参候てかせき申候へ共、をそく候て、て二あい不申候

一七日之儀も、御はたもとせんと仕候へ共、あとさきなしニそうおしニおし申候、又くすれ申候時者、中之ミちろ少ひかしのたかみに為申候、そのさきにてハウねめとの・傳一・源太郎一所ニ為申候、右之通いつわりと申者御座候者曲事ニ可被仰付候、以上

大嶋右衛門作申上事

一六日ニハ 上様へ首をもたせ御使ニ参候事

一七日ニハ、てき□しも所ニ而かふとくび一ツとり、則御はたもとへ持せ、森十兵衛を以、上申候、其後其さきにて一ツ取、以上二ツ上申候事

3 御家中御由来書

御家中御由来御系図別紙書上候事

一和泉様御幼少之時者、白雲様と御一所ニ江州浅井殿御座被成候、姉川合戦之刻御年十五ニ而高名被成、小谷山三年籠城之内ニも度々

高名被成候由之事

一御年十七ニ而御牢人被成、近江国阿閉淡路守と申仁之所ニ牢人分ニ而御座被成候、其後磯野丹波守所ニ御奉公被成、其以後織田七兵へ殿ニ御奉公被成候、其次二大和言殿御座被成、同御子息之中納言殿死去之後、秀吉公ニ御奉公被成候事

一和泉様御知行御取初ハ、磯野丹波所ニ而八十石御取被成、丹波知行所七兵衛殿へ相渡候ニ付、和泉様も其儘七兵衛殿へ御付被成候事

一丹波国(多紀)瀧郡小山之城主長沢治部太夫と申者ニ而御座候、責衆にハ

織田七兵衛殿・明知日向守・瀧川左近ニ而御座候、其刻七兵衛殿家中ニ而 和泉様御働無比類御高名被成候事

一右小山城責之以後、七兵衛殿纒之衆十人之内壹人足不申候ニ付、家中侍共之内、様々御吟味之上を以テ、和泉様ニ被仰付候処ニ、知行八十石ニ而ハ纒さし申事成申間敷候条、加増被仰付候へと御訴訟被成候へ共、当分御訴訟叶不申候ニ付、七兵衛殿を御立退被成候事

一大和言殿江御奉公ニ御出被成、播州三木之城主別所小三郎・同舍弟二人安芸毛利ニしたかひ、秀吉公背申ニ付、御押寄被成候処ニ、

城中の切テ出町口ニ而和泉様一番鎧則鎧下之高名被成候ニ付、敵悉
城中江引取申候、其後御取巻兵糧詰ニ被成候、別所兄弟伯父山城切
腹いたし、相残ル者共ハ御助被成候事

一但馬国人所々ニ一揆ヲおこし楯籠候処ニ、別而(義父)やぶの郡大屋と申者、

一揆之者御預ケ被成候付置候処ニ、うつかお(宇塚尾白)しると申所ハ一揆とも

押寄申候、和泉様わつかの勢ニ而終日御自身之御働数ケ所疵被為

蒙候得共、終御退治被成、殊一揆大将富安与申者御討取被成候、其

後よ(横伊喜)こいきと申、山中一揆共致山籠やうかい構、小屋ヲかけ居申

候処ニ、和泉様夜更御忍入被成候処ニ、内より聞付、垣越ニ鎧ニ而

突申候を、羽織ニて鎧ヲ御こき被成候故、鎧ニのりつき不申候ニ付、

人ニテハ無之かと油断仕、出合不申候ニ付、疵を蒙り、其儘御戻り

被成候義も、御残多思召、忍之入候ニ出合候へと御よハリ被成候ニ

付、はしく出合候者、御自身一人首ヲ御取被成候、御供之居相

孫作も忝人うち取申候、其迄ハ和泉様御知行三百石ニ而候得共、

但馬之一揆御退治之後、三千石之御加増ニて、都合三千三百石に

御成被成候事

一江州志津嵩合戦之時、佐久間玄蕃先手山之尾筋へ責上候処、和泉

様馬印をはやく上ケ鉄炮御うたせ、御自身鎧御合被成御手を被為
負、高名被成、敵御追払被成候、御帰陣之後、秀吉公御意ニて従

大和大納言殿千七百石之加増ニ而都合五千石御成被成候事

一大和大納言殿紀伊国・伊賀国拝領之時、和泉様五千石之加増、都

合壹万石ニ御成り被成候事

一紀伊国一揆之大将山本之何かし・湯野川直晴と申者、以上二人ニ

て御座候、大納言殿ハ青木紀伊守・尾殿下野・杉川越後・和泉様、

右之御衆度々之御働ニ候へとも、一三年之間敵さへ居申候内ニ湯

野川致降参候、山本ハ和泉様武略ヲ以テ御討果、其外山本か勢

三百計悉御成敗被成、其後一揆しつまり申候事

一四国阿波国木津之城同一之宮御取巻之刻、夜中和泉様矢倉下迄

御着被成御座候処ニ、敵つみて出御鎧ヲ被為合、相手ハ長曾我部・

横山隼人と申者ニ而御座候、鎧御合被成候内ニ御具足之わきいたへ

鉄炮もあたり申候、其後和泉様武略を以テ両城ヲ明渡候、則長曾

我部和泉様ヲ以テ秀吉公・秀長公へ御礼申上候事

一薩磨陣之刻日向之国め(白妻城カ)しるにおみて、宮部善城坊陣所へ嶋津中務

多数人以テ取巻夜責ヲ仕候時、善城坊手前あやうく見え候由、相聞

わつかの御勢にて一里計のほとを 和泉様御かけ合被成、敵の中ヲ
窺、城中へ御のりこみ、善城坊一所ニ御働、木戸ヲひらき大勢を御
突崩、頓而多勢を以テ大納言殿後詰可有之由、城中可為堅固之旨武
略之下知被成御働候時、敵悉敗軍せしめ、善城坊得大利被申、和
泉様御働、秀吉公御感之由ニ御座候事

一右之後、秀吉公御意ヲ以テ、大納言殿ヲ壹万石之御加増、都合貳万
石ニ被成候事

一辰年初之高麗陣御働被成、帰朝之後大納言殿死去之刻、和泉様

(文祿元年)

義為報恩御法体被成、御菩提ヲ御吊可被成とて、高野へ御上り被
成候処ニ、其後程経候て、秀吉公再三之御意にて従高野被召出、い
よの国にて七万石御拝領被成候事

一後之高麗陣、釜山海へ御着被成、それよりあんかうらいへ被成御座、
一日之御逗留にて舟以下御拵被成、から嶋へ之手遣其夜之四つ時
分ニ、関舟二艘ニ而番舟みなとへはいり候やと被仰見せニ被遣候、
一艘ニハ藤嶋与左衛門尉、壹艘ニハ疋田勘左衛門尉兩人被仰付候処
ニ、藤嶋与左衛門尉罷歸、番舟添を替い不申候由申上候、疋田勘
左衛門尉ハ番船之居所見立候ハんと申、先へ参候由申上候へハ、其

方も又参、舟之有所、弥見立候へと御意ニ而御戻し被成候、其の一
時計仕候而鉄炮三ツ成申候、いかゝと諸人聞耳ヲ立候処ニ、藤堂新
七郎先手之番舟一番ニ取参候、頓而藤堂作兵衛も舟を取可参り候由
申候処ニ、作兵衛者舟取、其儘火ヲかけ候、誠ニ艘まで舟取候儀、
名誉之至と 和泉様被仰諸人も感申候、其後何茂追々追かけ沖中ニ
ても取申候、又ハ浦々へ追上討捨申候、其晩ニ御横目衆瀬戸へ御寄
合被成、番舟 和泉様一番ニ御取被成候通、秀吉公へ言上可被成
との七人之御横目衆墨付御座候、則藤堂大郎左衛門尉高麗方為使
者御上せ被成候処ニ、伏見にて御前江被召出、高麗之様子御直二段々
之被聞召上御機嫌にて、則大郎左衛門御腰物拝領仕、御朱印請取
罷下候事

一同るんむへ御取懸被成候ニかこなミ事之外楯籠居申候、和泉様一
番のり、八月十五日之夜則時ニ責崩、首数貳百六十九御取被成候、
則御横目衆御覽被成候而、何茂御寄合候て度々之御手柄之段具ニ言
上可被成と被仰候、同勢ハ備前中納言殿其外諸大名衆ニ而御座候、
それより赤国へ御働被成とろ川と申所迄御越被成候、赤国之儀ハ
和泉様御働依テ悉相済申候事

一 御歸陣被成少前二こもかいへ御越被成候処二、すいゑんと申所二番舟之大將分十三艘居申候、大川の瀬戸ははき塩のさし引御座候所之内二、少塩之やわらき候所二、十三艘之舟居申候、それを見付是非共取可申由、舟手之衆と御相談にて、則御取かけ被成候、大舟二而ハ其瀬戸ヲこき下シ申候義成間敷候とて、何も関舟ヲそろへ御懸り被成候、先手之舟共ハ敵舟にあひ、手負数多出来申候中にも、^(久留)来嶋出雲殿討死二而御座候、其外舟手之衆被召連候、家老之者共二も手負討死多ク御座候、毛利民部太夫殿も関舟にて御かゝり被成、番舟へ十文字之かきを御かけ候処二、番舟を弓鉄炮はけしく打申候二付、舟ヲはなれ、海へ御はいり被成候、あやうく候処二、藤堂孫八郎・藤堂勘解由兩人舟をよせ、敵舟を追のけ助申候、朝之五つ時分酉之刻迄御合戦御座候、敵早く舟ヲはしらせ申候二付、無是非追懸申義も不罷成候、和泉様も手を二ヶ所被為負候、其より赤国へ御取かけ被成、山々城々ヲ御落シ被成、其より前廉之こもかゝへ御はいり被成、一ヶ月計御逗留二而あん高麗へ御越被成候二付、城など悉被遊番手之長曾我部殿へ御渡シ候て、御帰朝被成候、御感状并壹万石之御加増、都合八万石二御成被成候事

一大和納言殿二御奉公之内より 権現様御懇ニ御座候二付、じゆらく二おゐて権現様御屋敷相究候時分、御台所口之御門服部大夫・村瀬市兵衛奉行二而御立被成被遣候、其後長光之御腰物御拝領被成候事

一 秀吉公御他界之後治部少輔謀叛之下心有之、天下さわかしく御座候二付、和泉様一筋ニ権現様へ御奉公可被成と思召、慶長五年之春、内匠殿ヲ江戸証人ニ御遣被成候、御感ニ思召下総ニ而御知行三千石御拝領被成候事

一 権現様石田治部少輔不和之砌、天下さわかしく御座候時分、伏見より権現様大坂へ御越被成候刻、御用心被成候二付大坂にて和泉様御屋敷四方川にて要害能所にて御座候故、御心易思召、御舟二而直ニ 和泉様御やしきへ御移被成候、一日二夜御逗留被成、伏見へ御越被成、昼夜権現様へ御詰被成候事

一 長尾景勝謀叛之刻、和泉様先陣にて宇都宮迄御越被成候処二、於上方石田治部少輔逆心之由相聞候二付、権現様随仰宇都宮方御上り被成候砌、於小山上方方注進可仕候之間、其一左右次第御出馬被成候様ニと権現様へ御内証被仰上、藤堂宮内少輔証人ニ御残置被成、

其の御上り被成候事

一慶長五年八月廿五日ニ岐巢之内六角通りを御立被成、萩原之渡御越被成、其夜ハ堤野陣被成、夜之八つ時分ニ御立被成、岐巢之町口へ朝之五つ前ニ御座被成候処ニ、先手衆きよす口乗被申ニ付、和泉様・黒田甲斐守殿・田中兵部殿・生駒讃岐殿・桑山伊賀殿、此衆ハ直ニかうとへ御通り被成候へハ、石田治部少輔人数岐巢後巻として罷出候、少之間川越之鉄炮せり合御座候か、其儘川を御渡候、敵悉追崩ろくの川端迄追討被成、それより右之様子江戸権現様へ御注進ニ池田忠兵衛与申者ヲ被遣候、八月廿八日ニ江戸へ相着言上指上申候所ニ、忠兵衛権現様御前へ被召出、最前小山にてやくそくのこたく早速注進御感ニ思召候、近日御出馬可被成候旨、口上ニも申候へと被仰出、忠兵衛ニ御はうひとして金子壹枚被下候、則権現様九月朔日ニ御出馬被成候事

一岐巢之城かうとの合戦相済申、以後於赤坂諸大名被存候ハ、関ヶ原表相働、それより上方へ責上可申由、皆々談合被申候へ共、左様ニ仕候へハ、権現様御着座なきうちニ悉仕廻候而ハ、御威光もうすく御座候ハんと思召、伊井兵部殿・本多中務殿其内談被成、弥権

現様御着座在御座候迄、一戦ハ相待可然之由、諸大名衆へ伊井兵部殿・中務殿・和泉様御三人として御申被成、其通ニ相極候事

一権現様九月十四日之昼時分ニ赤坂へ御着被成候、先手之上方衆ハ其夜青野ヶ原へ打出、野陣ヲ取、未明ニ関ヶ原へ御出被成候、路次へ藤堂新七郎先手ニ紛れ参り、朝かけの首ヲ取出むかい申候、是ハ惣手一番之首ニ而御座候故、権現様へ高橋金右衛門ニ為持御上ヶ被成候、其後和泉様御鎧先之敵ハ大谷刑部少輔・脇坂中務・小川土佐・平塚因幡、此四人にて御座候得共、中務と土佐ハ和泉様御才学ニ而うら切被仕候、刑部少輔人数と一戦御座候、刑部少輔・湯野五助と申親之者ヲ藤堂仁右衛門討捕申候、其外敵数多うち取申候、藤堂玄蕃討死仕候、其外御家中之者共多ク討死仕候、権現様衆村越兵庫殿も此所ニ而討死被成候、権現様忠節ニ思召御帰陣之後、為御褒美いよ半国御拝領被成、都合式拾万三千石ニ御成候事

一諸大名衆江戸証人之義、被仰出無之以前ニ慶長拾年松寿院様ヲ江戸へ御引越被成候義、権現様・台徳院様御感思召候事

一慶長十一年江戸御普請之時、御加増式万石御拝領被成、都合式拾式万三千石御成被成候事

一諸大名家中之証人之義、江戸へ被召置可然御座候はん由、権現様へも、台徳院様へも和泉様御内証被仰上、慶長拾四年ニ御家中之証人御下シ被成候事

一慶長拾五年丹波之龜山御普請之時、和泉様石垣之御手伝被成、其上龜山之天主相立進上被成候事

一慶長十九年大坂陣之刻、和泉様ハ先手ヲ御請取被成、諸勢ニ御かまひなく、河内国府へ十月廿六日ニ御打出被成候、其より次第くニ

御陣替被成、和泉様御仕寄場天王寺口城中黒門之持口郡主馬、矢倉ハ木村長門持口ニ而御座候、惣構近く罷成候而、つき山ヲつき、

せいろうを上ケ、火矢・鉄炮・石火矢無由断、昼夜御うたせ被成候ニ付而、長門持口之矢倉ハ打やふり、人々出入無御座候、かねほり

ヲ入、堀きわ迄ほりつけ、其上竹たは堀きわ迄七間付よせ申候、極月廿日之夜、堀之内のさくヲ引取候へと和泉様被仰付、用意仕候之

内ニ嘜ニ罷成候事

一右之城取巻居候内ニ、城中をそくたくにて吉川瀬兵衛と申者持出候而、権現様へ直ニ持参候、其状ニ最前よりやくそくのことく、東人数引出候事、秀頼公御感ニ思召候、弥後切之行肝要ニ候、御褒美之

義ハ望次第可為由被遊候、権現様御披見被成能臣下可打果行昔もかやうのちやうりやく大唐ニも日本ニも有之事ニ候、和泉様之儀ハ昔の心ヲ被為知候、別心可有と不思召候、一筋ニ御ためヲ存候ニ付而、可打果ちやうりやくと思召候、彼瀬兵衛義、和泉様へ被下十之指ヲ切、ひたいニ丸之内ニ秀頼と云焼印をあて、城中へ追返し候へと上意にて、和泉様へ被下候、如御錠被仰付、大野主馬持口せんはの門前迄送被遣候事

一明ル夏陣大坂を京都焼払可申候由、風聞ニ付而、大坂を京都之通路御さへ可被成ため、諸勢ニ不構、四月四日ニ淀へ御着被成、同廿

五日迄淀ニ御在陣被成候、其内淀之城之御普請被仰付候、権現様台徳院様京伏見へ御着被成候ニ付而、淀ヲ四月廿六日ニ御陣替被

成、五月五日ニ千塚へ御着被成候事

一五月六日ニ家尾表へ木村長門・長曾我部・和泉様大人数一万二千之つもりにて打出候処ニ、和泉様左そなへハ長曾我部と一戦有、

終日之働ニつゝに長曾我部敗軍いたし、大坂へ追込申候、藤堂仁右衛門・藤堂勘解由・桑名弥次兵衛・山岡兵部其外侍数多討死仕候、右之そなへハ長曾我部先手之者并木村長門人数も相加り致一

戦、首数多討取申候、此方ニも藤堂新七郎・藤堂玄蕃其外侍数多

一寛永三年江戸上野ニ東照権現様御建立被成候事

討死仕候、其夜ハ其場所八尾ニ御陣所御すへ被成候事

右之条々伊賀・伊勢古キ者共呼集承及所、又存之分書付上ケ申候、

一六日之合戦ニ物頭其外侍数多討死仕候、終日之合戦ニ人馬つかれ申

久敷事ニ御座候間、少宛相違之儀も可有御座候

候ニ付、七日之御先手ハ荒手の人持衆へ被 仰付可然由、両上様へ

井上十右衛門

和泉様六日之晩ニ御理り被仰上候ニ付、七日ニハ越前宰相殿・加

寛永十八年

百々太郎兵衛

賀筑前殿御先手ニ被仰付候事

巳ノ七月三日

西嶋八兵衛

一七日ニハ敵身方人数ヲ立、互ニ鉄炮ヲうたせ候内ニ、台徳院様御供

藤堂主膳

四五騎ニて和泉様之御陣所へ御座被成、軍陣之御手立御談合被遊

藤堂采女

御本陣へ還御被成候キ、其後惣懸りニ罷成、御家中衆其外かせき首

藤堂仁右衛門

数多討取申候事

藤堂監物殿

一両日之首数都合何程討取申候事

藤堂四郎右衛門殿

一京都ニて大坂表之御働ニ付テ御感状五万石之御加増、并金銀のふん

藤堂兵左衛門殿

とうニ御拝領、位四品ニ被仰付候、台徳院様高木貞宗之御脇指

御拝領被成候、御知行都合貳拾七万三千石ニ御成候事

於大坂表伊賀・伊勢討死之侍帳

一権現様御他界之前ニ為御遺物し(師匠坊)せうほうの御茶入御拝領被成候事

伊勢付

一権現様御他界之後、台徳院様を元和三年ニ御加増五万石、都合三

藤堂仁右衛門さし物鳥毛ノニツだんご
たて物くるぎさばの尾

拾二万三千石ニ御成候事

藤堂勘解由具足銀山伏ノけさ
さし物くろき糸つる

山岡兵部

津田数馬

友田左近右衛門母衣のだし
金ノ輪違

田中蔵之介

杉山左門

沢隼人

箕浦少内ウシロ立物
鳥毛ノ□先

七里勘十郎

竹中次郎兵衛

清水新助

安並三郎左衛門立物銀ノ
五輪

西川九郎右衛門尉

三田村伝左衛門

柳田金十郎

橋本平兵衛

中西文兵衛

赤尾加兵衛

栗や次左衛門

浅木三郎右衛門

浅木勘助

仁右衛門

稲葉猪之助具足銀立物
銀ノ上羽ノ蝶

三塚権左衛門

平尾勘七

竹村兵吉

三塚次兵衛

林五郎左衛門

桑名源兵衛

山田八右衛門

中西九左衛門

高畑力之助

佐伯権之助内

西川九郎兵衛

梅原亀助

青山四郎兵衛

玉置藤蔵

松尾甚兵衛

矢守太郎助

内藤伝左衛門

米野覚右衛門

依岡吉兵衛

安並傳左衛門

伊賀付

田邊五兵衛

岸田喜右衛門

藤堂玄蕃甲唐冠、さし物くろき茶袋

渡部忠左衛門

山本傳左衛門

藤堂新七郎鳥毛ノ具足、
さし物はた、小手甲なし

渡邊甚兵衛

辻又右衛門

桑名弥次兵衛さし物鳥毛ノだんご
たて物

杉田源藤助

小野兵右衛門

古田蔵之助ほろの衆

渡部作左衛門同親のだし
金ノ輪抜

瀧本権左衛門尉

疋田勘右衛門

渡部勘兵衛内

同

渡部長兵衛内

宮内少輔内

渡部忠左衛門

疋田勘右衛門

都合六拾六人

和泉様手へ首数三千五百七十三討取申候

御異見状

一御奉公油断有間敷候事

一孝行之道忘却有間敷候事

一出頭衆へ切々可申通事

一弓馬鉄炮以下不可忘家職事

一身分限程二万事可有其沙汰事

一若者之遊山好不可然、御奉公之道無油断候へハ、遊山かましき事も

又者徒然成事茂無之事ニ候事

一振舞ニむさと参間敷候、斟酌不成所へ参候ハ、長酒無用之事

一各御尋之刻可罷出、構虚病すい成心持不可然事

一孔子之道ヲ心かけ、日本記にてハ吾妻鏡・式条など聞可申候事

一大事之御国ヲ預り有之事ニ候間、万事ゆたん仕間敷候事

一上下共ニよき人と云ならハ不及迄も似せ、悪敷といふ人のまねかり

そめニも仕間敷候事

一常々能友と傲、異見ヲ請可申候、善悪ハ友ニよると聞候、悪友ハ何

事もほめ異見かましき事ヲ申さぬ物ニ候、それハ佞人にて候間、愛し申間敷事

一家中之者奉公之忠不忠之善悪見知、我又君へ御奉公之心持可有之事

一我かゝへ置候者、物頭其外それくニ申付置候条、我等後分散なキ

やうニ、何も情ヲ懸召仕可申候、御軍役程二人数ヲ不持候へハ、御

用ニ可立と存候而も不成もの候、合戦ヲ心ニかけ候侍ハ、人数寄仕

事ニ候、然時ハ諸侍へ弥可加憐愍事

一代官物まかなひ仕候者、是又算用以下よく聞届、無相違念比ニ召

仕可申候、兵粮玉薬以下つかす候へハ、永陣も不成候、然上ハ車の

両輪のことく存可召仕事

一算用之道ヲ不知候ハ、諸事ニ付悪劣事ニ候、常ニ心懸可申候事

一小科之輩、当座之いきとほりにまかせ令死罪時ハ、其恨深ク因果も

又不可遁候之間、罪之軽重能々可糺明候事

一仁義礼智信一つもかけてハ諸道成就不可成候事

一明ハ燈にてかミをゆひ用所可申付候、晩ハ五つかきりニやすミ可申

候、か様ニ以ケ条行跡之義申候へハ、迷惑之様ニ可存候へ共、我等
成立小身の致苦勞今之身上ニ罷成候間、左様成所ヲ聞伝候へハ、苦
勞とも存間敷候事

一右之条々不斷心懸、文武兩道之嗜專一二候、合戦ヲこゝろニかけ候
といふとも、常ニ稽古不成ものニ候、其道知たる人に能々雑談ヲ聞、
其心持可有候、座配つき合之刻も大人をうやまひ、老人ヲ愛し候
事尤ニ候、我利根まよひ他人を嘲事不可然候、盤之上数寄乱舞能
以下もよきほとニ可然候、何之道も一筋ニ心かたつき候てハ悪聞候、
其上御奉公のさわりニ可成候間、其心持肝要ニて候条、弥可有心得
候

寛永貳年八月三日

4 延宝二年梶田家由緒書

覚

一私親梶田久左衛門慶長四年己亥年、古保田甚兵衛殿御肝煎ヲ以、御
家江被 召出、翌年関ヶ原御陣相勤御奉公申上候ニ付而、伊予ニ而
御知行三百石被下候、御国替之御供仕、伊勢へ参御入部之節代官

少被 仰付候、大坂両御陣相勤、寛永九年壬申年相果、当年まで
七拾六年ニ罷成候

一私儀、親之跡目三百石被下候、正保貳年乙酉年御城金銀諸道具之
役義被 仰付、拾貳年相勤、明暦三年丁酉年在々検見之役義被
仰付、私ニ御知行 被下、当年迄四拾三年御奉公申上、年七十五ニ
罷成申候、以上

延宝貳年

甲寅八月五日

藤堂仁右衛門殿

梶田久左衛門

正□(花押)

5 文化年間梶田家由緒書

(表紙)

先祖
由緒書
梶田権之進

覺

梶田權之進

一先祖梶田久左衛門儀、式百四拾年已前慶長四年亥年、保田甚兵衛

殿御肝煎を以

(藤堂高虎)
高山様江被 召出、翌子年関原御陣相務、御歸陣已後予州宇和郡多

田村之内御知行三百石拝領仕候

一慶長十三申年 御国替之節伊勢江御供仕、津附二被 仰付、御知行

三百石勢州一志郡小森村之内ニ而拝領仕候

一同十九寅年冬并翌卯年夏大坂御陣御供仕候

一式百七年已前、寛永九申年五月先祖久左衛門儀病死仕、二代目久

左衛門江跡目無相違三百石從

(藤堂高次)
大通院様拝領仕候

一正保二酉年津武具奉行役被

仰付、十二年相勤申候

一慶安三寅年二代目久左衛門男子無御座候二付、中小路五郎右衛門

次男養子ニ奉願被 仰付候

一明曆三酉年検見之儀相改り申候節、御普請奉行吉武次郎右衛門一

所ニ相勤申候様ニ被 仰付、検見奉行廿式年相勤申候

一百六拾一年已前延宝六年十二月二代目久左衛門病死仕、翌末年

二月三代目久左衛門江跡目無相違三百石從

(藤堂高久)
了義院様拝領仕、藤堂出雲組ニ被 仰付候

一天和二戌年中小路弥五兵衛御知行御取上之節、三代目へ久左衛門

義、弥五兵衛伯父ニ御座候二付、御知行被 召上、拾人扶持被下、

伊賀附藤堂主殿組ニ被 仰付候得共、自身之科無御座候二付、戌年

御知行者不残被下置候

一貞享四卯年二月御知行百五拾石御蔵米ニ而被下置候

一元禄四未年五月中小路助九郎立退申候節、御尋被 仰付候得共、

相知不申候、就夫助九郎罷出申候ハ、帰參可被 仰付候由ニ而、同

年八月忌掛り一家共御暇出申候二付、三代目久左衛門茂御暇被下候

得共、自身之科無御座候二付、未年御知行御暇之節、代金ニ而不残

被下置候

一同十五年助九郎相知申候二付、帰參被

仰付、御知行百五拾石拝領仕、藤堂主殿組ニ被 仰付候

一同十六未年

了義院様御逝去之節、長田

御山之御番被 仰付相勤申候、同八月右御番相勤候、為御褒美御
帷子二拝領仕候

一同十巳年十月從
大輪院様白銀式枚拝領仕候

一百三十五年以前宝永元申年九月高祖父久左衛門隱居之儀奉願候処、

一同十二未年九月從

同月願之通被 仰付、高祖父久左衛門家督無相違百五拾石從

大輪院様御加増五拾石拝領仕、都合式百石二被 仰付候、右之外鯉

(藤堂高睦)
大享院様拝領仕、藤堂主殿組二被

三御漁之魚拝領仕候

仰付、三代目父久左衛門義、剃髮更名之儀奉願、易旦与相改申候、

一同十四酉年九月從

其後百式拾年已前享保四亥年十月病死仕候

(藤堂高治)
長空院様御上下武具拝領仕候

一宝永二酉年江戸詰被 仰付、四月自津御供仕罷下り、翌戊五月

一同十五戌年四月從

御帰国御供仕罷登り申候

長空院様御上下武具、金子五百疋拝領仕候

一同六丑年、翌寅年城和毛見之儀被

一同十七子年二月病身二付役儀御免之儀奉願候之処、同月 御赦免

仰付、兩年相務申候

被 仰付、在役中無滞相勤申候、為 御褒美白銀式枚拝領仕、藤

一大輪院様伊賀江 御越国之節、大小姓加り御広間詰被 仰付、度々

堂造酒之丞組二被 仰付候

相勤申候

一元文五申年閏七月八田丞内病氣二付、伊州毛見役被 仰付相勤申

一享保三戌年九月大和郡奉行役被

候

仰付、拾五年相勤申候

一九十八年已前、寛保元酉年四月高祖父久左衛門病死仕、同六月跡

一同八卯年九月從

目無相違式百石從

大輪院様御上下武具拝領仕候

(藤堂高朗)
孝讓院様曾祖父久左衛門江拝領仕、藤堂新七郎組二被 仰付候

一同年九月

孝讓院様伊州江 御越国之節、大小姓加り被 仰付相務申候、此後

明和四亥年迄御越国之度々被 仰付、度々相勤申候

一同三亥年九月御褒美的

御覽之節、白銀式枚拝領仕候

一同年十月来子年江戸詰被 仰付、翌子七月 御道中御供仕罷下り、

翌丑五月 御帰国之節茂御供仕罷登り申候

一宝曆五亥年六月江戸江土用中

御機嫌御伺之御使者被 仰付相勤申候

一同十一巳年五月関口流柔奥儀共伝授相濟候二付、奉蒙

御称美之御意候、此外柔術二付毎々奉蒙 御称美之御意候

一同十三未年三月日光御修覆御手伝御用二付、江戸江罷下、柳原御小

屋場屋根方役被 仰付相勤申候

一同年六月右御小屋御用相濟候二付、大小姓加り被 仰付相務、翌

申六月

御帰国之御道中御供仕罷登申候、右在府中関口流柔稽古世話役被

仰付相勤申候

一明和元申年五月日光遷宮二付

孝讓院様御登山之節、御供被 仰付相勤申候

一同年六月日光御手伝御用向相勤申候、為御褒美白銀式枚拝領仕候

一同三戌年十一月武芸世話仕候、為御褒美金式百足拝領仕候

五拾一年已前、天明八申年五月曾祖父久左衛門老衰二付、代番之

儀奉願候処

御懇命之上、隱居被 仰付、祖父久左衛門江家督無相違式百石從

(藤堂高疑)
祐信院様拝領仕、藤堂新七郎組二被 仰付候

一同月更名奉願、曾祖父久左衛門薙髮易睡与相改、祖父久左衛門与相

改申候

一寛政元酉年九月 御越国之節、大小姓加番被 仰付相勤、其後度々

相勤申候

一同二戌年四月江戸浅草御蔵火之御番被蒙 仰候二付、江戸詰被

仰付、五月罷下り御広間詰大小姓加り被 仰付相勤申候

一同年十一月右火之御番中御使番加り被

仰付、并定役差支之節、近所番御纏水之手支配被 仰付、度々相

勤申候

一同三亥年正月近所番之砌、浅草新堀出火之節、消口取候二付、御
称美之奉蒙 〔付箋〕「同年四月御役場掛り昼夜骨折相勤申候二付御称美之奉蒙 御意候」
御意候

一同月江戸詰中

謙光院様御柔御請太刀相勤候二付、為御褒美金貳百疋拝領仕候、御
伝来之砌、御酒頂戴仕候

一同月 御上国之節、御供仕罷登り申候

一同五丑年正月異国船漂流之節、二番手御手当御内意、藤堂新七郎

江被

仰付候二付、御手当用意仕候

一同年十月当時御手当方之者共、来寅年迄其儘持續候様被 仰出、

依之江戸詰之勤二可被成下旨被 仰達候、其後新七郎御当年番度々

相勤申候

一同六寅年九月相組肝煎目付被 仰付候

一同七卯年九月関口流柔出精良座相伝相济候段達

御聞御称美之奉蒙 御意候

一同八辰年十二月勢州御領下百姓共出訴之節、御国境固メ 御内意

藤堂新七郎江被 仰付候二付用意仕候

一同年五月藤堂新七郎組与頭差支候二付、加役相勤申候、其後度々
相勤申候

一同十年五月関口流柔世話役被 仰付候

一享和三亥年十月、来子年江戸詰被 仰付候

一文化元子年五月御下向之節、一日御跡を罷下り申候、道中横目役

被 仰付相勤、着府仕、大小姓加り相勤申候

一同年十二月

祐信院様御柔御稽古之節、御請太刀相勤候之様被 仰付候

東五郎様

陸之介様

揉之介様御柔御請太刀被 仰付相勤申候

一同二丑年正月

御子様方御稽古二付、御酒頂戴仕候

一同月御屋鋪内御普請中昼夜火之廻り相勤候二付、奉蒙 御称詞候

一同年四月関口流柔御請太刀相勤候二付、為 御褒美金百疋拝領仕

候、同日

御子様方御請太刀相勤候二付、為御褒美金貳百疋拝領仕候

一 詰中 御奉書御火消御手当相勤申候

一 同年四月 御上国之節、御道中御簾加役被 仰付相勤申候

一 同四卯年九月 御越国之節、御広間詰被 仰付相勤、其後茂相勤
申候

一 同五辰年正月年来関口流柔出精仕、相門弟能世話仕、其上皆伝茂
相濟候二付、為御褒美御上下拝領仕候

一 同七午年二月須知小兵衛関口流柔引請世話役被 仰付候二付、小
兵衛執行筋申談世話仕候様被 仰付候

一 同七午年五月藤堂新七郎組与頭役被 仰付候、毎年白銀壹枚ツ、拝
領仕候

一 同九申年五月須知小兵衛修行中骨折出精仕候段達 御聞、奇特二
思召候由、奉蒙 御称詞候

資料解説

一、長井家文書

(1) 長井家について

長井家初代の弥二郎（弥次郎）氏勝は天正十八（一五九〇）年藤堂高虎に仕え、朝鮮出兵（文禄・慶長の役）で功をたてた。それにより藤堂姓が許された。その後、氏勝は勘解由を名乗り、代々藤堂勘解由と通称された。高虎が伊勢・伊賀に封せられると、氏勝は伊勢付で三〇〇〇石の重臣となる。しかし、元和元（一六一五）年の大坂夏の陣で氏勝は大坂近郊の八尾で戦死する。その後、一旦断絶するもすぐに復興され、廃藩時には五五〇石の知行を有した。一三代当主氏克は廃藩時は権大参事。明治期は藤堂姓から長井姓に戻り、伊勢新聞社社長や、三重県会議員、同議長、津市会議員、同議長、市長、国会議員を歴任した。弟長井氏安は三重県の土木技師をつとめ、明治十九（一八八六）年から翌年にかけて大湊（伊勢市）の築港工事に携わった。数学書・測量術書も叙述し、『明治算法新書』（桂雲堂、一八八一年）等が知られている。本文書は氏安の子孫の家に伝わったものである。

(2) 資料群の特徴

本文書群中の藤堂高虎書状に関しては、『三重県史』資料編近世1に「長井家文書」として収録される。編さん時は原文書の所在が不明だったため、明治三十四（一九〇一）年に、氏克所蔵の史料六二点を写し取った東京大学史料編纂所の影写本が利用された。今回翻刻した藤堂高虎書状一七点は、この影写本の原本。書状はいずれも「佐渡守」の署名があり、「和泉守」を名乗る慶長十二（一六〇七）年閏四月十五日以前のもので、おもに伊予国板嶋（現愛媛県宇和島市）や京都伏見などの普請に関するもの。な

お、他に遠類書、由緒書、軍学の免許状、津城の絵図、田丸領の絵図などが含まれる。

二、梶田家文書

(1) 梶田家について

梶田家は、初代梶田久左衛門が、慶長四(一五九九)年に藤堂家に召し出され、関ヶ原合戦に参陣して伊予国で三〇〇石を拝領した。同十三年の藤堂家の伊賀・伊勢国への転封に伴って、梶田家も付き従い、伊勢国で三〇〇石拝領し、代官を仰せ付けられ大坂の陣にも参陣した。二代目は、正保二(一六四五)年に武具奉行となり、子供がなかったため、中小路五郎右衛門の次男を養子にした。明暦三(一六五七)年からは検見奉行を仰せ付けられた。三代目は、延宝七(一六七九)年に跡目相続をしたが、天和二(一六八二)年に親戚である中小路家の処罰に連座する形で、一旦知行を召し上げられたが、自身の科ではないとして貞享四(一六八七)年には一五〇石を蔵米にて拝領することとなった。四代目以降も久左衛門を世襲し、江戸詰、大和郡奉行、伊賀毛見役などの職務に就いた。

(2) 資料群の特徴

梶田家文書は掲載資料のほか、知行宛行状、法度、伊賀付俸禄帳、書状、俳句短冊などがあり、総点数二五一点にのぼる。

今回掲載した資料の「伊賀付御母袋衆指出」「伊賀組はつれの帳」は、大坂夏の陣における母衣組に属する藩士や各組に所属していない藩士の戦功記録の書き上げである。元和元(一六一五)年五月六日、七日両日は激しく藩士の行動が詳細に記されており、非常に貴重である。

また、御家中御由来書は、津初代藩主藤堂高虎に関する事績、大坂夏の陣での戦死した侍帳、御異見状の三つの資料から構成されている。事績に関しては、『史籍集覧』武家部家記にも「藤堂家覚書」として翻刻収録されているが、誤字脱字があり、一般に流布されていない専門書であるため、あえて掲載することとした。この資料は、寛永十八（一六四一）年に藤堂藩で伊賀・伊勢在住の古老（井上十右衛門・百々太郎兵衛・西嶋八兵衛・藤堂主膳・藤堂采女・藤堂仁右衛門）の話を集め、初代藩主藤堂高虎の武功をまとめたものである。二つめの大坂夏の陣の戦死者は「高山公実録」「公室年譜略」では七一人となっており、本資料では六六人と、数が異なる。三つめの御異見状は、差出者、宛所が記されていないが、「高山公実録」などのほかの文献によって、高虎が子息高次にあてたものであることがわかる。

梶田家の延宝二（一六七四）年由緒書は、津藩藩士に初めて提出させた由緒書で、梶田家以外にも見られる。この由緒書は、幕藩体制が安定期に入り、藤堂家では藩士の代替わりが頻繁に見られる時期であったため、作成されたものと思われる。また、梶田家には、確認されるだけでも延宝二年以降、享保十（一七二五）年、享保十八年、安永一（一七七三）年、安永五年、寛政二（一七九〇）年、文化元（一八〇四）年、文化十二年、天保二（一八三一）年、天保九年の由緒書が見られる。

以上、長井家、梶田家の概要や文書の特徴について紹介してきたが、掲載した資料は、いずれも津藩政を解明する手がかりとなる重要な資料である、今後のさらなる調査研究に役立てば幸いである。

あとがき

このたび『三重県総合博物館資料叢書』No. 02として長井家文書、梶田家文書のうちから主な資料を抽出し、発刊することとなりました。

長井家文書は、津藩藤堂家に仕え、朝鮮出兵の戦功により藤堂姓を許され、代々「藤堂勘解由」と称された長井家に伝来した文書です。今回、掲載した藤堂高虎文書は、東京大学史料編纂所の影写本のみが知られており、その影写本を用いて『三重県史』資料編1に「長井家文書」として収録されています。このたび、その原本を当館が調査する機会を得たため、同文書を掲載することとしたものです。

梶田家文書は、藤堂家に仕えた梶田久左衛門の子孫の家に伝来したもので、当館に寄託されているものです。藤堂家に召し抱えられた時期の知行目録や伊賀・伊勢へ転封した時期の初期の文書が多く残され、今回はその中から数点を抽出して掲載することとしました。

今後、この資料を含め、藤堂家に関する新しい発見や研究が進むことを期待しますとともに、三重県総合博物館の事業に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県総合博物館資料叢書 No. 02

—長井家文書・梶田家文書—

平成二十八年三月三十一日 発行

編集
発行 三重県総合博物館

三重県津市一身田上津部田三〇六〇

電話 〇五九(二三八)二二八三

FAX 〇五九(二三九)八三二〇

印刷 共立印刷株式会社

三重県津市安濃町今徳西前野九〇一

電話 〇五九(二六八)四一一一

MieMu | みえむ |